

奈良市公報

第 2 2 0 号

平成19年 5 月 1 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

- 奈良市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…………… 1

告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 2
- 一般競争入札の実施（3 件）…………… 2
- 徴収事務の委託…………… 5
- 住居番号の設定…………… 5
- 包括外部監査契約の締結…………… 5
- 市立奈良病院運営市民会議設置要綱の一部を改正する告示…………… 6
- 都市景観形成建築物等の指定…………… 6
- 平成18年度近傍同種の住宅の家賃等…………… 6
- 平成19年度近傍同種の住宅の家賃等…………… 6
- 平成19年度国民健康保険料の保険料率の決定…………… 6
- 平成19年度国民健康保険料の減額の額の決定…………… 6
- 特定計量器の定期検査の実施…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了…………… 8
- 放置自転車等の処分…………… 8
- 徴収事務の委託…………… 8
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定(2 件)… 8
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 9
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………10
- 予防接種の実施の一部改正……………10
- 放置自転車等の保管……………10
- 地縁による団体の認可……………10
- 放置自転車等の保管（3 件）……………11
- 予防接種の実施の一部改正……………11

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出……………11
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………12

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………12

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………12

規 則

奈良市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 4 月12日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第57号

奈良市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年奈良市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中「第 7 条第10項及び第11項」を「第 7 条第11項及び第12項」に、「第 7 条第12項及び第13項」を「第 7 条第13項及び第14項」に改め、同条第 2 項第 1 号エを次のように改める。

エ ネット及びわな猟で申請する場合は、使用猟具の図面

別記第 7 号様式中「第 7 条第10項（第 7 条第11項）を「第 7 条第11項（第 7 条第12項）に、「法人登記簿抄本」を「登記事項証明書」に改める。

別記第 8 号様式中「第 7 条第12項（第 7 条第13項）を「第 7 条第13項（第 7 条第14項）に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月16日から施行する。

（平成19年 4 月12日揭示済）

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年 4 月12日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第58号

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例（平成18年奈良市条例第58号）の施行期日は、平成19年 4 月20日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成19年 4 月12日揭示済）

告 示

奈良市告示第210号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成19年4月2日から2週間、本市建設部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成19年4月2日

奈良市公共下水道管理者

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起点	終点
押熊第2幹線－50	奈良市中山町1764	奈良市中山町1750－1
押熊第2幹線－51	奈良市中山町1729－4	奈良市中山町1755－2
西大寺南幹線－215	奈良市西大寺新田町2568－8	奈良市西大寺新田町2566
法蓮幹線－28	奈良市法蓮町930－4	奈良市法蓮町931－1
大宮幹線－33	奈良市大宮町四丁目331－4	奈良市大宮町四丁目332－11
大宮幹線－34	奈良市大宮町四丁目266－2	奈良市大宮町四丁目267－4
大宮幹線－35	奈良市大宮町四丁目266－3	奈良市大宮町四丁目259－5
横井幹線－149	奈良市古市町264－3	奈良市古市町264－5
横井幹線－150	奈良市古市町264－5	奈良市古市町264－18
明治幹線－232	奈良市神殿町382－1	奈良市神殿町410－1
大安寺第1幹線－209	奈良市南京終一丁目84－4	奈良市南京終一丁目84－4
大安寺第2幹線－37	奈良市大安寺六丁目796－1	奈良市大安寺六丁目800－3
大安寺第2幹線－38	奈良市大安寺六丁目70－2	奈良市西木辻町63－29
帯解幹線－139	奈良市田中町476－2	奈良市田中町490－3

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成19年4月2日揭示済)

奈良市告示第211号

一般競争入札により次のとおり奈良市庁舎内壁面広告の広告取扱者を決定するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成19年4月2日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

(1) 入札物件

奈良市庁舎内の指定壁面への広告掲載

(2) 指定壁面の場所及び広告掲載枠の数量

1階連絡通路西側ガラス面上部 7枠

正面受付東側壁面 6枠

計13枠（B1サイズ）一括

(3) 最低入札価格

2,400,000円（取引に係る消費税及び地方消費税を除く。）

(4) 広告掲出期間

平成19年6月1日から平成20年3月31日まで

(5) 担当部課

奈良市長 藤原 昭

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成19年4月16日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

奈良市中山町、西大寺新田町、法蓮町、大宮町四丁目、古市町、神殿町、南京終一丁目、大安寺六丁目及び田中町の各一部

総務部 管財課

(6) その他詳細については、別に定める入札案内書のとおり

2 入札参加者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定及び奈良市契約規則第3条の規定に該当する者

(2) 奈良市建設工事等入札参加者指名停止措置要領（平成14年11月1日制定）及び奈良市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領（平成8年4月1日制定）に基づく指名停止を受けている者

3 契約条項及び入札案内書等を示す日時及び場所

(1) 日時 平成19年4月2日（月）から平成19年4月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部管財課（北棟5階）

4 入札申込受付の日時及び申込方法

(1) 申込受付の日時

平成19年4月2日（月）から平成19年4月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 申込方法

別紙「奈良市庁舎内壁面広告掲載申込書」に必要事項を記入し、Eメール、ファクシミリ又は直接持参により、奈良市総務部管財課までお申込みください。

広告掲載申込書は、管財課で配布、又は奈良市のホームページからダウンロードできます。

【配布・持参場所及び申込先】

奈良市総務部 管財課（奈良市役所北棟 5 階）

所在地 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

T E L 0742-34-4724

ファクシミリ 0742-34-4996

E メール kanzai08@city.nara.nara.jp

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札の日時

平成19年 4 月19日（木）午前10時00分から

(2) 開札の日時

入札締め切り後、直ちに開札

(3) 入札及び開札の場所

奈良市役所 北棟 5 階 第20会議室

6 入札上の注意事項

(1) 入札時間に遅れた者は入札に参加できません。

(2) 入札会場への入場は入札者又はその代理人のみとします。

(3) 代理人が入札する場合は必ず入札前に委任状を提出してください。

(4) 入札書は所定の入札書により入札者又はその代理人自ら入札箱に投函してください。

(5) 入札締め切り後は入札することができません。

(6) 提出した入札書はその理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(7) 災害その他やむを得ない理由があるときは入札の中止又は入札期日の延期をすることがあります。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札

(3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの

(4) 入札書に入札金額又は記名押印を欠く入札

(5) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

(6) 同一入札について入札者又はその代理人が 2 以上の入札をした場合におけるその全部の入札

(7) 入札に関し、連合等の不正行為をした者の入札

(8) 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為をした者の入札

(9) 入札金額を訂正した入札

(10) その他市長が定める入札条件に違反した入札

8 契約締結及び行政財産使用許可申請

落札者は、落札者決定の通知を受けた日から 7 日以内に契約を締結するとともに、奈良市公有財産規則（昭和 49 年奈良市規則第 29 号）に基づいて、奈良市総務部管財課に対して市庁舎の行政財産使用許可申請を行ってください。広告料としての落札金額とは別に行政財産使用料として 107,250 円が必要です。

9 広告に関する制限

(1) 奈良市広告掲載基準第 2 条に定める業種及び事業者の広告は掲載できません。詳しくは、奈良市広告掲載基準及び奈良市施設内広告掲出実施要領をご覧ください。

(2) 壁面広告の内容及びデザインは、奈良市広告掲載要綱、奈良市広告掲載基準を遵守したものとします。

10 その他

(1) 入札保証金は免除します。

(2) 契約保証金は免除します。

(3) その他の詳細は、入札案内書によります。

(4) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

（連絡先）奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市総務部管財課 電話 0742-34-4724

（平成19年 4 月 2 日掲示済）

奈良市告示第212号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定により公告します。

平成19年 4 月 2 日

奈良市長 藤 原 昭

1 入札に付する事項

(1) 処分内容 本市において圧縮梱包処理（バール状）し、保管している「その他プラスチック類」を自動車等に積み込み、搬出し、受託者の所有する一般廃棄物処理施設において、いずれかの再商品化技術（サーマルリサイクル「燃料化、熱回収」、ケミカルリサイクル「化学原料利用等」又はマテリアルリサイクル「再生原料化」）を用い適正処理を行う。

(2) 委託名称 その他プラスチック類処理業務委託

(3) 委託期間 契約の日から平成19年 9 月30日まで

(4) 委託場所 奈良市奈良阪町2683番地

(5) 処分子定量 約 3,000 t

バール状 立方体（1 m×1 m×1 m）

数量 約 12,500個

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者

(2) 一般廃棄物処理施設の許可を有する者

(3) 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者

(4) 委託期間内に保管分及び随時発生分も含め引取りができ再商品化できる者

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではない者

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所 奈良市環境清美部企画総務課

(2) 日時 平成19年 4 月 2 日（月）から同月 9 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後

5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、発注仕様書は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

- (1) 場所 奈良市役所 入札室
- (2) 日時 平成19年4月26日（木）午後2時から

5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

6 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、入札参加申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて提出してください。

ア 会社の実績（一般廃棄物処理の実績）、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を示す書類

イ 一般廃棄物処理施設（中間処理施設及び最終処分場）の設置許可証の写し

ウ 保管分及び随時発生分の排出及び処分計画書

(2) 入札参加申請方法

平成19年4月9日（月）から同月12日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に奈良市環境清美部企画総務課に(1)の入札参加申請書を1部、添付書類を2部持参して下さい。

(3) 現場説明会

平成19年4月9日（月）午後2時から奈良市環境清美部環境清美工場管理棟2階見学者ホール及び現場にて実施します。

(4) ヒアリング

平成19年4月13日（金）午後2時から奈良市環境清美部環境清美工場管理棟2階見学者ホールにて実施します。

8 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、その者が当該資格を有するかどうか、申請図書等によって奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加の決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札に参加できない。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年4月23日（月）までに入札者の代表者に通知します。

9 その他

- (1) その他詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市左京五丁目2番地

奈良市環境清美部企画総務課

電話 0742-71-3001 FAX 0742-71-1621

（平成19年4月2日揭示済）

奈良市告示第213号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成19年4月2日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

- (1) 処分内容 本市において圧縮梱包処理（バール状）し、保管している「事業系その他プラスチック類」を自動車等に積み込み、搬出し、受託者の所有する一般廃棄物処理施設において、いずれかの再商品化技術（サーマルリサイクル「燃料化、熱回収」、ケミカルリサイクル「化学原料利用等」又はマテリアルリサイクル「再生原料化」）を用い適正処理を行う。

- (2) 委託名称 事業系その他プラスチック類処理業務委託

- (3) 委託期間 契約の日から平成20年3月31日まで

- (4) 委託場所 奈良市奈良阪町2683番地

- (5) 処分予定量 約 100 t

バール状 立方体（1m×1m×1m）

数量 約 416個

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 一般廃棄物処理施設の許可を有する者
- (3) 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者
- (4) 委託期間内に保管分及び随時発生分も含め引取りができ再商品化できる者
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではない者

3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 奈良市環境清美部企画総務課

- (2) 日時 平成19年4月2日（月）から同月9日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

なお、発注仕様書は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

- (1) 場所 奈良市役所 入札室

- (2) 日時 平成19年 4月26日(木) 午後2時15分から
- 5 入札の無効
- 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 6 入札参加申請
- (1) 入札参加を申請する者は、入札参加申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて提出してください。
- ア 会社の実績(一般廃棄物処理の実績)、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を示す書類
- イ 一般廃棄物処理施設(中間処理施設及び最終処分場)の設置許可証の写し
- ウ 保管分及び随時発生分の排出及び処分計画書
- (2) 入札参加申請方法
- 平成19年 4月 9日(月) から同月12日(木) まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に奈良市環境清美部企画総務課に(1)の入札参加申請書を1部、添付書類を2部持参して下さい。
- (3) 現場説明会
- 平成19年 4月 9日(月) 午後2時から奈良市環境清美部環境清美工場管理棟2階見学者ホール及び現場にて実施します。
- (4) ヒアリング
- 平成19年 4月13日(金) 午後2時から奈良市環境清美部環境清美工場管理棟2階見学者ホールにて実施します。
- 8 入札参加資格の審査及び決定
- (1) 審査機関
- 入札参加を申請する者の参加資格は、その者が当該資格を有するかどうか、申請図書等によって奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加の決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札に参加できない。
- (2) 入札参加者の決定通知
- 平成19年 4月23日(月) までに入札者の代表者に通知します。
- 9 その他
- (1) その他詳細は、入札者心得によります。

- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
- 奈良市左京五丁目2番地
奈良市環境清美部企画総務課
電話 0742-71-3001 FAX 0742-71-1621
(平成19年 4月 2日揭示済)

奈良市告示第214号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成19年 4月 2日

奈良市長 藤 原 昭

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴 収 事 務
奈良市高畑町1116番地の6 社団法人 奈良県獣医師会 会長 宗 武司	狂犬病予防注射済票交付 手数料

2 委託の期間

平成19年 4月 1日から平成20年 3月31日まで

(平成19年 4月 2日揭示済)

奈良市告示第215号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成19年 4月 3日

奈良市長 藤 原 昭

次のとおり省略

(平成19年 4月 3日揭示済)

奈良市告示第216号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により告示します。

平成19年 4月 3日

奈良市長 藤 原 昭

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成19年 4月 1日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約に定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 岸 秀隆

住所 奈良市鳥見町一丁目4番地の15号

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

契約の定めるところによる。

(平成19年4月3日掲示済)

奈良市告示第217号

市立奈良病院運営市民会議設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年4月3日

奈良市長 藤原 昭

市立奈良病院運営市民会議設置要綱の一部を改正する告示

市立奈良病院運営市民会議設置要綱（平成17年奈良市告示第253号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第6号を次のように改める。

(6) 福祉・保険団体関係者

附 則

この告示は、平成19年4月12日から施行する。

(平成19年4月3日掲示済)

奈良市告示第218号

奈良市都市景観条例（平成2年奈良市条例第12号）第14条第1項の規定により都市景観形成建築物等の指定をした

名 称	位 置	床面積（㎡）	住宅番号等	近傍同種の住宅の家賃（円）	利便性係数
第10号市営住宅	奈良市古市町	74.9	137-138	95,100	0.7312

(平成19年4月5日掲示済)

奈良市告示第220号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の平成19年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項

名 称	位 置	床面積（㎡）	住宅番号等	近傍同種の住宅の家賃（円）	利便性係数
第10号市営住宅	奈良市古市町	74.9	137-138	93,300	0.7309

(平成19年4月5日掲示済)

奈良市告示第221号

平成19年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第12条第3項及び第12条の11第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年4月6日

奈良市長 藤原 昭

1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の100分の9

(2) 資産割

固定資産税額（土地及び家屋）の100分の10

(3) 被保険者均等割

被保険者1人につき30,600円

(4) 世帯別平等割

1世帯につき27,600円

2 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割

ので、同条第6項及び奈良市都市景観条例施行規則（平成2年奈良市規則第21号）第8条の規定により次のとおり告示します。

平成19年4月5日

奈良市長 藤原 昭

名 称	所在地概要
松尾家高塚	奈良市高畑町665番地1
真壁塚（高塚）	延長 6.5メートル
棧瓦葺	

(平成19年4月5日掲示済)

奈良市告示第219号

奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号）第17条第3項の平成18年度近傍同種の住宅の家賃及び同条第4項の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成19年4月5日

奈良市長 藤原 昭

の事業主体が定める数値（利便性係数）を次のとおり公表します。

平成19年4月5日

奈良市長 藤原 昭

基礎控除後の総所得金額等の100分の1.7

(2) 資産割

固定資産税額（土地及び家屋）の100分の1

(3) 被保険者均等割

被保険者1人につき10,800円

(4) 世帯別平等割

1世帯につき8,400円

(平成19年4月6日掲示済)

奈良市告示第222号

平成19年度国民健康保険料の減額の額を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号。以下「条例」という。）第16条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する条例第12条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年4月6日

奈良市長 藤原 昭

1 基礎賦課額の減額の額

(1) 条例第16条第1項第1号アに規定する額 21,420円

(2) 条例第16条第1項第1号イに規定する額 19,320円

- (3) 条例第16条第1項第2号アに規定する額 15,300円
(4) 条例第16条第1項第2号イに規定する額 13,800円
(5) 条例第16条第1項第3号アに規定する額 6,120円
(6) 条例第16条第1項第3号イに規定する額 5,520円

2 介護納付金賦課額の減額の額

- (1) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 7,560円
(2) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 5,880円
(3) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 5,400円
(4) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 4,200円

- (5) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 2,160円
(6) 条例第16条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,680円

(平成19年 4月 6日 掲 示 済)

奈良市告示第223号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により次のとおり公示します。

平成19年 4月 6日

奈良市長 藤 原 昭

区 域	区 分	月 日（曜日）	時 間	場 所
月ヶ瀬地区及び都祁地区を除く市内全域	電気式はかり	5月7日（月）から 6月8日（金）まで	午前9時30分から 午後4時まで	電気式はかりの所在場所
	電気式はかり以外 の特定計量器	6月11日（月）	午前10時から正午 まで及び午後1時 から午後3時まで	奈良県農業協同組合田原支店
		6月12日（火）	午前10時から正午 まで	柳生公民館
			午後1時30分から 午後3時30分まで	東部出張所
		6月13日（水）	午前10時から正午 まで	春日公民館
			午後1時から午後 4時まで	南部公民館
		6月14日（木）	午前10時から正午 まで	伏見連絡所
			午後1時から午後 4時まで	都跡公民館
		6月15日（金）	午前10時から正午 まで及び午後1時 から午後3時まで	平城連絡所
		6月18日（月）	午前9時から正午 まで	佐保小学校
		6月19日（火）	午前10時から正午 まで及び午後1時 から午後3時まで	鼓阪小学校
		6月20日（水）	午前10時から正午 まで及び午後1時 から午後3時まで	鶴舞小学校
	電気式はかり	6月22日（金）	午前9時30分から 午後4時まで	電気式はかりの所在場所
	電気式はかり以外 の特定計量器	6月25日（月）から 6月27日（水）まで	午前10時から正午 まで及び午後1時 から午後3時まで	奈良市ならまちセンター
	電気式はかり	6月28日（木）	午前9時30分から 午後4時まで	電気式はかりの所在場所
	電気式はかり以外 の特定計量器	6月29日（金）	午前10時から正午 まで及び午後1時 から午後3時まで	富雄公民館
		7月2日（月）から 7月6日（金）まで	午前10時から正午 まで及び午後1時 から午後3時まで	奈良市計量検査所

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に奈良市計量検査所（奈良市二条大路南一丁目1番1号）において行う。

（平成19年4月6日揭示済）

奈良市告示第224号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年4月6日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成19年1月29日 奈良市指令都整開第06A—50号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成19年4月6日 第1047号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市柏木町260番地の10
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市柏木町260番地の10
中西博史 中西由紀子

（平成19年4月6日揭示済）

奈良市告示第225号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成19年4月6日

奈良市長 藤原 昭

1 処分の根拠

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
都祁すずらん苑	奈良市都祁友田町1437	介護予防 短期入所生活介護	平成19年 4 月 1 日
社会福祉法人大和会	奈良県山辺郡山添村大字切畑1432－118		
訪問介護ステーションすずらん	奈良市都祁友田町1437	介護予防 訪問介護	平成19年 4 月 1 日
社会福祉法人大和会	奈良県山辺郡山添村大字切畑1432－118		
老人デイサービスセンター都祁すずらん苑	奈良市都祁友田町1437	介護予防 通所介護	平成19年 4 月 1 日

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

- 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 処分年月日
平成19年4月20日
- 処分対象自転車等の移動年月日
平成19年1月5日、同月9日から同月12日まで、同月15日から同月19日まで、同月22日から同月26日まで。
（平成19年4月6日揭示済）

奈良市告示第226号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成19年4月6日

奈良市長 藤原 昭

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市二条大路南一丁目1番30号 社団法人 奈良市シルバー人材センター 理事長 廣瀬 昭	放置自転車等移動手数料 放置自転車等保管手数料

- 委託の期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
（平成19年4月6日揭示済）

奈良市告示第227号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年4月9日

奈良市長 藤原 昭

社会福祉法人大和会	奈良県山辺郡山添村大字切畑 1432－118		
認知症高齢者グループホームなら清寿苑	奈良市田中町602－1	地域密着型介護予防 認知症対応型共同生活介護	平成19年 4 月 1 日
社会福祉法人大和清寿会	天理市中之庄町532－1		
医療法人 田村医院	奈良市四条大路一丁目 7－19	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導	平成12年 4 月 1 日 平成12年 4 月 1 日 平成12年 4 月 1 日
医療法人 田村医院	奈良市四条大路一丁目 7－19	介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護 介護予防 訪問リハビリテーション	平成18年 4 月 1 日 平成18年 4 月 1 日 平成18年 4 月 1 日

(平成19年 4 月 9 日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の 2 の規定により告示します。

平成19年 4 月 9 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市告示第228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問看護ステーション結	奈良市朱雀六丁目 8－10	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成19年 4 月 1 日 平成19年 4 月 1 日
株式会社イヤスコ	奈良県奈良市朱雀六丁目 8－10		
さかもと薬局尼辻店	奈良市尼辻中町10－27	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成19年 4 月 1 日 平成19年 4 月 1 日
株式会社アール・エス	奈良県奈良市尼辻中町10－27		
デイサービスセンター天平	奈良市雑司町368－ 2	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成19年 3 月 1 日 平成19年 3 月 1 日
株式会社誠和医科学	奈良県奈良市押熊町1278－ 1		
ゆうき薬局	奈良市東紀寺町二丁目10－12	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成19年 4 月 1 日 平成19年 4 月 1 日
駒井 壽美	奈良市古市町2304－ 3		

(平成19年 4 月 9 日揭示済)

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の 2 の規定により告示します。

平成19年 4 月 9 日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市告示第229号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、指定介護

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	アイリスケアセンター大和西大寺	奈良市菅原町166－1	株式会社ニチイ学館	平成19年 4 月 1 日
新	ニチイケアセンター大和西大寺	奈良市菅原町166－1	株式会社ニチイ学館	

旧	アイリスケアセンター奈良	奈良市大宮町二丁目1-35	株式会社ニチイ学館	平成19年4月1日
新	ニチイケアセンター奈良	奈良市大宮町二丁目1-35	株式会社ニチイ学館	
旧	痴呆性高齢者グループホームなら清寿苑	奈良市田中町602-1	社会福祉法人大和清寿会	平成19年4月1日
新	認知症高齢者グループホームなら清寿苑	奈良市田中町602-1	社会福祉法人大和清寿会	
旧	アイリスケアセンターほうれん	奈良市法蓮町1088-1 ら・ほうれん	株式会社ニチイ学館	平成19年4月1日
新	ニチイケアセンターほうれん	奈良市法蓮町1088-1 ら・ほうれんビル1階	株式会社ニチイ学館	

(平成19年4月9日揭示済)

奈良市告示第230号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年4月9日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業 の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
デイサービスセンター天平	奈良市雑司町368－ 2	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成19年 2 月28日 平成19年 2 月28日
有限会社天平フーズ	奈良県奈良市今小路町45－ 1		

(平成19年4月9日揭示済)

奈良市告示第231号

平成19年奈良市告示第185号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成19年4月10日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成19年4月10日揭示済)

奈良市告示第232号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年4月10日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年4月10日
- 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費	自転車	2,000円
	原動機付自転車	4,000円
イ 保管費	1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)	

8 連絡先

奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話 0742-34-1111代表

(平成19年4月10日揭示済)

奈良市告示第233号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告

示します。

平成19年 4 月11日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 名称
高樋町自治会
- 2 規約に定める目的
この会は、高樋町の更なる発展並びに住民相互の親睦を図り、安全安心な地域社会を目指すことを目的とし、次の事業を行う。
(1) 地区内の相互扶助活動に関すること。
(2) 地区内の環境清美に関すること。
(3) 他の団体との交流に関すること。
(4) その他この会の目的を達成するために必要な事業
- 3 区域
奈良市高樋町全域
- 4 事務所
奈良市高樋町921番地
- 5 代表者の氏名及び住所
谷中 弘一
奈良市高樋町317番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無
いずれもなし
- 7 代行者の有無
なし
- 8 規約に定めた解散の事由
本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項第2号の規定によるほか、総会等において会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。
- 9 認可年月日
平成19年 4 月 5 日
(平成19年 4 月11日揭示済)

奈良市告示第234号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年 4 月11日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年 4 月11日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成19年 4 月11日揭示済)

奈良市告示第235号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年 4 月12日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年 4 月12日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成19年 4 月12日揭示済)

奈良市告示第236号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年 4 月13日

奈良市長 藤 原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年 4 月13日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成19年 4 月13日揭示済)

奈良市告示第237号

平成19年奈良市告示第185号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成19年 4 月13日

奈良市長 藤 原 昭

次のよう省略
(平成19年 4 月13日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第13号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年 4 月 3 日

奈良市水道事業管理者

中尾一郎

名 称	代表者氏名	所 在 地	届出日
株式会社 ウツミ	代表取締役 小松 秀次	奈良市七条西町二丁目899番地の1	平成19年 3月29日

(平成19年4月3日揭示済)

奈良市水道局告示第14号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年4月3日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

名 称	代表者氏名	所 在 地	指定日
株式会社 中南組	代表取締役 中南 叔郎	奈良市邑地町2403番地	平成19年 3月26日

(平成19年4月3日揭示済)

教 育 委 員 会**奈良市教育委員会告示第10号**

平成19年4月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成19年4月4日

奈良市教育委員会
委員長 植松 滋子

- 1 日時
平成19年4月10日（火）
午前10時から
- 2 場所
奈良市役所北棟3階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件
教育長報告
 - (1) 奈良市学校規模適正化基本方針の提言について
 - (2) 課長（これに準ずる者を含む。）以上の異動について
 - (3) 学校輝きプラン事業報告について
 - (4) 小中一貫教育報告書について
 - (5) 第61回奈良市民体育大会の開催について
- 議事
 - 議案第1号 教育委員長の選挙について
 - 議案第2号 教育委員長職務代理者の指定について
 - 議案第3号 平成19年度奈良市就学指導委員及び調査員の委嘱又は任命について
- その他
 - (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
4月～5月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成19年4月4日揭示済)

農 業 委 員 会**奈良市農業委員会告示第5号**

奈良市農業委員会平成19年4月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成19年4月6日

奈良市農業委員会
農地部長 奥谷 勝紀
記

- 1 日時
平成19年4月13日（金）午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について
 - (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (6) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
 - (7) 農地法第25条第2項の規定による通知の受理について
 - (8) 水田利用転換届出について
 - (9) 農業生産法人の要件確認について
 - (10) 特定農地貸付の承認申請について
 - (11) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
 - (12) 知事許可について（3月許可分）
 - (13) 非農地証明について（3月分）

(平成19年4月6日揭示済)